

「参考資料」

平成22年度からの競技規定について（全柔連発表）

全柔連ホームページより抜粋

国際柔道連盟（IJF）試合審判規定改正

2010年3月18日に行なわれた理事会・評議員会にて2010年1月1日より改正となった「国際柔道連盟試合審判規定」を国内では2010年4月1日より適用することが決定した。詳細は下記のとおり

- ・ 新国際柔道連盟（IJF）試合審判規定（PDF）

国内における試合審判規定について

2010年3月18日に行なわれた理事会・評議員会にて2010年5月1日より全日本柔道連盟主催大会の試合審判規定は原則、国際柔道連盟試合審判規定を適用することになった。

ただし中学生以下については、今回承認された国際柔道連盟試合審判規定・少年規定が適用される。

なお、今年の4月に開催される全日本柔道選手権大会までは、講道館柔道試合審判規定で行われ、5月に講道館で行われる全国少年柔道大会から適用される。

- ・ 国際柔道連盟試合審判規定・少年規定(PDF)

国際柔道連盟試合審判規定・少年規定

少年（中学生・小学生）の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第 27 条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1，2 秒程度）に握るのは認められる。
（注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第 27 条（附則）

1. 〔相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること〕関係
「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじ）の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とする。
「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。
「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股をかける場合は、〔瞬間的（1，2 秒程度）〕の規定にかかわらず、特例として認める。
2. 〔両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。〕関係
同時に畳につくとは、爪立ちになっても瞬間的にほとんど同時に両膝がつく場合をいい、時間差があったり、技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 〔関節技及び絞技を用いること。〕関係
寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。
寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
（注）小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係
「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。
5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕関係
「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第 26 条（抑え込み）附則に次を加える

抑えられている試合者が、逃げようとしたときに、頸の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2、置き換えるもの

第 20 条（一本）附則

絞技と関節技による「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

付 則 この規定は、平成 22 年 5 月 1 日より実施する。